

#### 目次

新年度を迎えるにあたって	1p
2009年度GISA学会賞募集	2p
新法人からのお知らせ、学会からのお知らせ	2p
新法人の定款、会員規約、会員資格基準	4p

学会からのお知らせ、委員会・SIGの報告	14p
地方事務局の報告	15p
GIS関連書籍の書評、コラム	16p
学会周辺の動向、事務局からのお知らせ	17p

#### 新年度を迎えるにあたって



地理情報システム学会会長 柴崎 亮介

最近、日経コミュニケーション誌やテレビのニュース番組「ワールド・ビジネス・サテライト」で「G 空間サービス」が紹介されました。G 空間とは GeoSpatial の略語（？）として、そもそもは経済産業省の研究会が使い始めたものなのですが、テレビの解説によるとサイバーな情報世界と実世界を重ね合わせた空間を G 空間と呼ぶ」ということで、言葉が勝手に成長していく気配があります。2013 年には G 空間市場が 10 兆円市場になるという数字の信頼性はさておき、昨年の Nature でも The Next Google というスペシャルレポートの中で、Google の次に来るものは少なくとも「情報世界と実世界をつなぐもの」であると報告しています。そのあたり、大変よく一致します。携帯電話が個人対個人の無線通信を完全に日常生活の一部にしてしまったのと同じように、道を歩きながら周囲の情報を拾い集めたりしていくとか、情報を残していく（ゴミは困りますが）というのがだんだん日常的になっていくのでしょう。

また、最近、ロボットや ITS（高度道路交通システム）の専門家の方々と話をさせていただく機会が多いのですが、そこでもロボットやインテリジェントな車が、地図を読みながら安全、円滑に走り回る時代がすぐそこ、ということが実感されます。現在、アメリカだけでなく、欧州連合、中国、ロシアが新しい衛星測位システムの打ち上げ準備を進めており、2010 年代の後半くらいには、衛星の数が現在の 4 倍になると予想されています。正確な位置がリアルタイム・簡単に分かる環境が実現することも、「地図を読む機械たち」の登場に拍車をかけているようです。

そうした環境の中、この 4 月から本学会は従来の任意団体から一般社団法人へと衣替えをします。法人格を備えることで、きちんとした法律の裏付けのある社会のメンバーとして第一歩を踏み出します。同時に学会としての社会的責任をき

ちんと果たし透明な組織運営を行うことなど、一層重たい責務を負うことになります。GIS 学会はさまざまなバックグラウンドをもった専門家が交流し、地理情報システムを社会の共通基盤として育てていく活動をしてきましたが、これからも地理空間情報への関心の高まりを追い風に社会のハブとしての活動を一層活発にしたいと考えております。会員の皆様におかれましては、ぜひ学会をうまく「使って」いただき、地理情報を通じて社会へ貢献をしていただきたいと思います。

さて、GIS あるいは地理情報システムなる「システム」ないしは「ソフトウェア」があることを前提とし、それに関する理論や手法、あるいは利用方法などを研究するという枠組みは最近大きく変わりつつあるのではないかと感じております。最近行った地理空間情報に関する研究開発アンケート調査では、データの相互流通の必要性に続いてプライバシー問題や個人情報の保護と利用との両立など、いわゆる「社会の受容性」が重要な課題として指摘されておりますし、ロボットやインテリジェント車両が使う地理情報も必ずしも「GIS」を介して提供されるわけではありません。また携帯電話経由で地理情報を利用する人はプライバシー問題には敏感に反応すると思いますが、GIS という言葉を知らないでしょうし、おそらく知らないでも当面困ることはないでしょう。その意味では地理情報のシステムという名称を学会に冠することが、長期的に見て本当に適切なのかどうかを一度考えてみる必要があるのではないでしょうか。もちろん、この議論は名称を変更することを前提とするものではありません。新しい法人としてスタートを切ったのをよい機会として、我々が社会の中でどのような位置づけを得ようとしているのか、初心に帰ってみるのは悪いことではないと思います。皆様の活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

## 【2009年度 GISA 学会賞募集】

[学会賞委員会 委員長:碓井 照子]

2009年度地理情報システム学会賞の募集を行います。

応募資格者および提出物の内容、受賞者選考・決定方法はHPでご確認下さい。自薦、他薦は問いませんので、奮ってのご応募、お待ちしております。

選考結果は9月末日までに応募者各位にご連絡いたします。また、受賞者は、第18回研究発表大会で表彰されます。

募集部門:「研究奨励部門」(年齢制限があります)

「学術論文部門」

「ソフトウェア部門」

「教育部門」

「著作部門」

応募期限:2009年7月15日(水)

- ・会計基準
- ・委員会・支部・SIG 経理規程
- ・文書及び記録管理規程
- ・委員会の設置及び運営に関する規程
- ・支部の設置及び運営に関する規程

### 3.会員の新法人への入会

新法人において学会活動を行っていくためには、任意団体地理情報システム学会(旧学会)の会員を新法人の会員とする必要がある。このため、昨年10月の旧学会総会で、2008年度までの会費に未納のない会員を自動的に新法人の会員とするよう決議した。具体的にはすでに2008年度までの会費を完納している会員については本年1月6日付けで新法人の会員とし、会費未納の会員に対しては督促を行い、1月16日までに完納した会員については新法人の会員とした。この結果、1,207人(正会員1,098人、学生会員102人、名誉会員7人)と88団体(賛助会員)が新法人の会員となった。

### 4.代議員の選出

一般社団法人においては、全社員による社員総会が最も重要な意思決定機関になる。しかし、全会員(約1,100名)を社員とすると社員総会を機動的に開催することができず、適時的確な学会運営が困難になることから、正会員による選挙により代議員(30名~50名)を選出し、代議員を社員として学会の意思決定に携わってもらうこととした。

代議員選挙は、旧学会会員の新法人への入会が実施された本年1月6日に正会員に対して立候補の募集を行い、68名が立候補し、2月2日~20日の間、郵送による投票が行われた。開票作業は、井上亮選挙管理委員長のもと2月24日に行われ、50名の代議員が選出された。選挙結果と選出された代議員の名簿は以下のとおりである。

- 有権者数 1,098人(2009年1月16日現在の正会員数)
- 投票総数 290票
- 有効投票数 282票
- 代議員名簿(50音順)

氏名	所属
浅見 泰司	東京大学
阿部 昭博	岩手県立大学
今井 修	東京大学
岩井 哲	広島工業大学
碓井 照子	奈良大学
大木 章一	国土地理院
大澤 裕	埼玉大学
太田 守重	国際航業(株)
岡部 篤行	東京大学
小口 高	東京大学
奥貫 圭一	名古屋大学
大佛 俊泰	東京工業大学
角本 繁	(独)防災科学技術研究所
川添 博史	G I S総合研究所
川向 肇	兵庫県立大学
熊谷 樹一郎	摂南大学
巖 綱林	慶應義塾大学
小荒井 衛	国土地理院

高阪 宏行	日本大学
小長谷 一之	大阪市立大学
貞広 幸雄	東京大学
東明 佐久良	大妻女子大学
柴崎 亮介	東京大学
下山 泰志	国土地理院
関根 智子	日本大学
高木 方隆	高知工科大学
田中 和博	京都府立大学
田中 耕市	徳島大学
玉川 英則	首都大学東京
寺木 彰浩	(独)建築研究所
長坂 俊成	(独)防災科学技術研究所
長島 雅則	(株)インフォマティクス
中村 秀至	(株)三菱総合研究所
中谷 友樹	立命館大学
橋本 雄一	北海道大学
畠山 満則	京都大学
平田 更一	(社)日本測量協会
福井 弘道	慶應義塾大学
牧野 秀夫	新潟大学
正木 千陽	E S R I ジャパン(株)
宮城 隼夫	琉球大学
村山 祐司	筑波大学
矢野 桂司	立命館大学
山神 尚人	名古屋市環境科学研究所
山崎 利夫	鹿屋体育大学
山下 潤	九州大学
山本 佳世子	電気通信大学
吉川 耕司	大阪産業大学
吉川 真	大阪工業大学
若林 芳樹	首都大学東京

## 5. 社員総会の開催

代議員選挙が実施され新たな社員が決まったことから、2009年3月30日に臨時社員総会を開催し、代議員の中から改めて理事・監事を選出する予定である。また、2009年5月16日には2009年度の定時社員総会を開催し、旧学会及び新法人の2008年度事業報告及び決算について承認するとともに、新法人の2009年度事業計画及び収支予算について報告する予定である。代議員の皆様にはぜひ出席していただくようお願いする。また、社員総会で議決権を有するのは社員(=代議員)だけであるが、その他の正会員も社員総会に出席し意見を述べることができるので、ふるって参加願いたい。

- ・2008年度臨時社員総会 2009年3月30日(月)14時～16時  
於：東京大学工学部14号館141教室(1階)  
議題：理事及び監事の選任ほか
- ・2009年度定時社員総会 2009年5月16日(土)14時～16時  
於：東京大学工学部14号館144番教室(2階)  
議題：2008年度旧学会及び新法人事業報告・決算ほか

## 6. 委員会及び支部の設置

実際の学会活動は、2009年度も従来通り実施していくこと

から、旧学会と同様に新法人においても委員会及び支部(旧学会では地方事務局)を設置している。

委員会については旧学会での活動状況を踏まえ、①企画、②渉外、③広報、④大会実行、⑤学会賞、⑥編集、⑦教育の7委員会を設置した。また、委員には旧学会の各委員会委員をそのまま指名している。

支部については旧学会の地方事務局と同じく、①北海道、②東北、③北陸、④中部、⑤関西、⑥中国、⑦四国、⑧九州、⑨沖縄の9つの支部を設置し、旧学会の各地方事務局長を支部長に指名している。(名称を地方事務局から支部に変更した)

## 7. 学会活動の移行と旧学会の解散

現在、新法人の役員・事務局において、2009年度の事業計画及び収支予算を作成中であり、2009年4月1日から新法人のもとで、すべての学会活動が実施されることとなる。また、昨年10月の総会で決議されたとおり、旧学会は2009年3月31日をもって解散し、その債権・債務、財産等はすべて新法人に継承されることとなる。また、旧学会の解散及び2008年度決算に関する総会は開催せず、2008年度決算については、新法人の2009年度定時社員総会で承認を得ることとなっている。

当学会は新法人として新たなスタートを切ることとなるが、会員各位におかれましては、より活発な学会活動を展開していくようお願いするとともに、新法人の運営についてもご理解とご協力をお願いする。

(文責：西澤 明)

## 【学会からのお知らせ】

### ■ IT 理事会報告

- (1) 2009年1月15日付

九州地方事務局予算の追加申請が、承認された。

### ■ 2008年度一般社団法人地理情報システム学会臨時社員総会のご案内

社員総会で議決権を有するのは代議員の方のみですが、他の正会員の方も出席し意見を述べていただくことができます。

日時：2009年3月30日(月)14:00～16:00

場所：東京大学工学部14号館/141番教室(1階)

東京都文京区本郷7-3-1

[http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01\\_04\\_15\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_04_15_j.html)

内容：新理事・監事の選出

### ■ 2009年度一般社団法人地理情報システム学会定時社員総会のご案内

社員総会で議決権を有るのは代議員の方のみですが、他の正会員の方も出席し意見を述べていただくことができます。

日時：2009年5月16日(土)14:00～16:00

場所：東京大学工学部14号館/144番教室(2階)

東京都文京区本郷7-3-1

[http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01\\_04\\_15\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_04_15_j.html)

# 一般社団法人地理情報システム学会定款

一般社団法人地理情報システム学会定款

平成20年12月19日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人地理情報システム学会と称する。本会の英名は, Geographic Information System Association とし, 略称はGISAとする。

(事務所)

第2条 この法人は, 主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は, 理事会の議決により, 必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は地理情報システム(以下GISと略す)の研究と普及を行うと共に, GISに関する研究者, 実務者等による研究成果の発表と相互の交流やGISに関する会, 機関等との交流を図ることによりGISに関する研究の発展を推進し, 以て学術及び科学技術の振興, 発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は, 前条の目的を達成するため, 次の事業を行う。

- 一 学術研究発表大会, 研究会及びシンポジウム等の開催
- 二 学会誌及び出版物等の刊行
- 三 内外の開連学会, 関係機関等との交流
- 四 その他理事会において適切と認めた事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は, 每年4月1日が始まり, 翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は, 次の4種とする。

一 正会員

GISの研究あるいは実務に携わりこの法人の目的に賛同して入会した個人

二 学生会員

GISの研究に关心のある学生(大学院生を含む)等でこの法人の目的に賛同して入

会した個人

賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し, その事業を援助する団体

名誉会員

GISの研究又はこの法人に対する功績が特に顕著であり理事会で名誉会員と認められた個人  
(名前)

(会員)

第7条 この法人に入会を希望する個人又は団体は, 所定の入会申込書を会長宛てに提出しなければならない。

2 入会は, 社員総会が別に定める会員資格基準により, 理事会においてその可否を決定し, これを入会を申し込んだ個人又は団体に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は, 社員総会において別に定める会員規約に従い, 入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には, その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し, 若しくは失そう宣言を受け, 又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正当な理由なく会費を継続して2年分滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は, 理事会が別に定める退会届を会長宛てに提出して, 任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には, 社員総会の議決により, これを除名することができる。

- 一 この法人の定款に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ, 又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は, 当該会員に対し, 当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し, かつ, 社員総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

3 第1項の規定により除名が議決されたときには、当該会員にその旨を通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(正会員の権利)

第13条 正会員は、一般社団法人及び一般財團法人に属する法律(以下、一般社団・財團法人又は単に法といいう。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- 一 法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- 二 法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- 三 法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- 四 法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- 五 法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- 六 法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- 七 法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- 八 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

2 理事及び監事は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財團法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(社員)

第14条 この法人は、第15条に定める代議員をもつて、一般社団・財團法人法上の社員とする。

(代議員及び定数)

第15条 この法人に、30名以上50名以内の代議員を置く。

(代議員の選出)

第16条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行つたために必要な選挙管理規程は理事会において定める。

2 代議員選挙は、2年に1度、10月～12月の間に実施する。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員の欠員が生じた場合は、理事会が定める選挙管理規程により、速やかに欠員を補充する。

(代議員の職務権限)

第17条 代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を審議し議決する。

(代議員の任期)

- 1 第18条 代議員の任期は、選出された事業年度の1月1日からその翌年の1月31日までとし、再任を妨げない。
- 2 欠員の補充又は増員により選出された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、代議員が社員総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任(法第63条及び第70条)並びに定款変更(法第146条)についての議決権を有しないこととする。
- 4 代議員は、任期満了後においても、新たな代議員が選出されるまでの間、その職務を行わなければならない。

(代議員の解任)

第19条 代議員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 この法人の定款に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により代議員を解任しようとする場合は、当該代議員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならぬ。
- 3 第1項の規定により解任が議決されたときには、当該代議員にその旨を通知する。

(代議員の喪失)

第20条 代議員である正会員が、第9条の規定により正会員の資格を喪失したときは、代議員

の資格を喪失するものとする。

(代議員の報酬)

第21条 代議員は無報酬とする。

(役員の種類及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く

一 理事 5名以上10名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とし、会長をもつて一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会において代議員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の議決により、理事の中から選任する。ただし、再任を認めない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、その業務を代行する。

(報酬)

第29条 役員には報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用の支払いをすることができる。

3 第1項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(取引の制限)

第30条 理事及び監事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人との利益が相反する取引

2 前項の取引をした役員は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(理事又は監事の損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が前号の報告をするために必要がある場合には、会長に社員総会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

#### 第4章 社員総会

##### (種別)

第3.2条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

##### (構成)

第3.3条 社員総会は、社員をもつて構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

3 正会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

##### (権限)

第3.4条 社員総会は、次の事項を議決する。

一 役員の選任及び解任

二 役員等の報酬の額又はその規程

三 定款の変更

四 各事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書の承認  
五 入会の基準並びに入会金の額  
六 会員の除名  
七 代議員の解任  
八 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け  
九 解散及び残余財産の処分

十 合併

十一 事業の全部又は一部の譲渡

十二 理事会において社員総会に付議した事項

十三 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項

十四 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財團法人法に規定する事項

2 前項の規定に關わらず、個々の社員総会においては、第3.5条第3項の書面に記載した社員

総会の目的である事項以外の事項は、一般社団・財團法人法第4.9条第3項ただし書きに定めることを除き、議決することができない。

##### (開催)

第3.5条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事会が必要と認め、招集を決議したとき。

二 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事会にあつたとき。

##### (招集)

第3.6条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定に關わらず、社員が書面によつて議決権を行使することができるところとときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

5 理事会による召集の決議の後、連帶なく召集の手続きが行われない場合は、理事が社員総会を召集することができる。

6 前条第2項第2号の召集を請求した社員は、一般社団・財團法人法第3.7条第2項に定める場合は、裁判所の許可を得て、社員総会を召集することができる。

##### (議長)

第3.7条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

##### (定足数)

第3.8条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

##### (議決)

第3.9条 社員総会の議事は、一般社団・財團法人法第4.9条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は社員として表決に加わることはできない。

##### (書面の表決等)

第4.0条 社員総会を招集する理事（会長を含む）又は社員は、社員総会に出席しない社員が、あらかじめ通知された事項について書面をもつて議決権を行使することができるところとすることができる。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

4 理事又は社員が、社員総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提

案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなすものとする。

(議事録)

第41条 社員総会の議事については、法務省令で定められた事項のほか次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
一 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）  
二 審議事項及び議決事項

三 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(社員総会規程)

第42条 社員総会の運営に關し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程による。

第5章 理事会

(構成) 第43条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の職務を行ふ。  
一 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定  
二 規則の制定、変更及び廃止に関する事項  
三 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定  
四 理事の職務の執行監督  
五 会長、副会長の選定及び解職  
2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。  
一 重要な財産の処分及び譲受け  
二 多額の借財  
三 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止  
四 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定期理事会は、毎事業年度に原則として3か月に1回開催する。  
3 臨時理事会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。  
二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて、会長に召集の請求があつたとき。  
三 監事から会長に召集の請求があつたとき又は監事が召集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、会長が召集する。ただし一般社団・財団法人の規定により理事及び監事が召集する場合を除く。  
2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。  
3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第49条 理事会の議事は、この定款に特別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、議長を除く理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。  
2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決の省略)

第50条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案内容について、議決に加わることのできる理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(理事会の議事録)  
第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名・押印しなければならない。

(合併)  
第59条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により他の一般社団法人又は一般財團法人との合併、事業の全部又は一部の事業の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(剩余金の分配の制限)  
第52条 この法人は、社員その他の者に対し、剩余金の分配をすることができない。

(財産の管理・運用)  
第53条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別途定める経理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)  
第54条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立了予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)  
第55条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれら附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、計算書類及びその附属明細書については、定時社員総会において承認を得るものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)  
第56条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の賛成の議決を得なければならない。

(会計原則)  
第57条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(定款の変更)  
第7章 定款の変更、合併及び解散等  
第64条 この法人は、理事会の議決を経て、支部をおくことができる。  
2 支部には支部長をおく。  
3 支部長の選任及び支部の運営に関する規程は、理事会の議決により、別に定める。

第58条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更す

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な書類は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第66条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (公告方法)

第67条 この法人の公告は、電子公告による。

## 第12章 補 則

### (委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第13章 附 則

### (備付帳簿及び書類)

第69条 この法人の事務所には次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなくてはならない。

#### 一 定款

- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 理事、監事及び職員の名簿
- 四 認定、許可等及び登記に関する書類
- 五 定款に定める機関の議事に関する書類
- 六 事業計画書及び取支予算書
- 七 事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにこれらの附属明細書
- 八 前項の監査報告書
- 九 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、この定款（情報公開）に定める情報公開規程によるものとする。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

### 附 則

別表（略）

## 会員規約

一般社団法人 地理情報システム学会
文書番号 会員 01 Ver.01.01.01 制定 2009年2月19日 主管 総務担当理事 改訂

### (目的)

第1条 本規程は、当学会定款第8条の定めにより会員の入会金及び会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等の会員に関する諸事項を定めるものである。

### (会員種別)

第2条 当学会の会員は、次の4種とする。

- 一 正会員
- 二 学生会員

G I Sの研究に關心のある学生（大学院生を含む。ただし、社会人大学院生を含まない。）等で当学会の目的に賛同して入会した個人

- 三 貢助会員

当学会の目的に賛同して入会し、当学会の事業を援助する団体

- 四 名誉会員

G I Sの研究又は当学会に対する功績が特に顕著であり理事会で名譽会員と認められた個人

### (入会)

第3条 当学会に入会を希望する個人又は団体は別に定める「(会員 01 - 記録 01 または会員 01 - 記録 02) 入会申込書」を会長宛に提出しなければならない。

2 理事会は社員総会が別に定める「(会員 02) 会員資格基準」により、入会の可否を決定し、これを入会を申し込んだ個人又は団体に通知するものとする。

3 第4条に定める入会金及び年会費の納入日を入会日とする。

### (入会金及び年会費)

第4条 正会員、学生会員、贊助会員の入会金及び年会費を次のとおりとする。

一 正会員	年会費 7,000円	入会金 なし
二 学生会員	年会費 3,000円	入会金 なし
三 贊助会員（一般企業）	年会費 1口 50,000円	入会金 200,000円
四 贊助会員（財團法人、非営利法人、N P O等）	年会費 50,000円	入会金 なし
五 贊助会員（政府関係機関、自治体等）	年会費 10,000円	入会金 なし
六 名誉会員	年会費 なし	入会金 なし

一般社団法人 地理情報システム学会
文書番号 会員 01 Ver.01.01.01 制定 2009年2月19日 主管 総務担当理事 改訂

### (目的)

2 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第2項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会金及び入会した年度の年会費を納入しなければならない。

3 会員は、当学会から年会費の納入依頼の通知があつた場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

- 4 会員は、正当な理由なく年会費を継続して2年度分滞納した場合、会員資格を喪失するものとする。この場合でも、滞納した年会費の納入義務は免除されない。

### (会員種別の変更)

第5条 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して正会員となることを希望する場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなかつた場合は、卒業、課程修了、退学等の時点で自動的に退会したものとする。

2 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。

3 学生会員が正会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。差額の納入日を会員種別変更日とする。

4 学生会員が正会員となる場合で、卒業、課程修了、退学等の時期が1月～3月の場合は該年度の年会費の差額を免除し、翌年度から正会員とし、正会員の年会費を納入するものとする。

5 正会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。正会員から学生会員になった場合は、正会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。

### (会員登録情報の変更)

第6条 会員は、当学会から会員への郵便物、電子メール等の送付を確実にするために、所属、連絡先等の変更の場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 03 または会員 01 - 記録 04) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなく一定期間の間連絡が取れないと場合は、当学会が会員への郵便物、電子メール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

文書番号	会員 01 Ver.01.01.01	会員規約
主管	総務担当理事	改訂

文書番号	会員 01 Ver.01.01.01	会員規約
主管	総務担当理事	改訂

第6条 会員が退会しようとする場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 05 または会員 01 - 記録 06) 退会届」を会長宛に提出するものとする。

- 2 退会しようとする会員は、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。
- 3 当学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費その他の拠出金品を返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき。
- 二 本人が死亡し、若しくは失そ宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正当な理由なく会費を継続して2年分滞納したとき。
- 四 定款の定めにより除名されたとき。
- 五 学生会員が第5条第1項、第2項の手続をしないで、卒業、課程修了もしくは退学したとき。
- 六 退会の期日は、一号にあつては届出日とし、二～五号においては当学会において処分決定の一部として定めた退会日とする。

五 学生会員が第5条第1項、第2項の手続をしないで、卒業、課程修了もしくは退学したとき。

六 退会の期日は、一号にあつては届出日とし、二～五号にあつては当学会において処分決定の一部として定めた退会日とする。

(学会刊行物の送付等)

第8条 当学会は、次の学会刊行物を会員に送付または頒布する。

一 学会刊行物の無償送付

刊行物名	正会員 名譽会員	送付部数		
		一般企業 (1口当たり)	賛助会員 財团法人等	自治体等
論文集『GIS－理論と応用－』(年2回発行)	1冊	3冊	1冊	1冊
ニュースレター(年4回発行)	1部	5部	5部	1部
複数「地理情報システム学会論文集」(年1回発行)	—	1部	1部	1部

二 電子メールによるメールニュースの無償送付 (希望者のみ)

- 2 学会刊行物の無償送付は、各会員があらかじめ登録した1箇所の住所へ送付するものとする。
- なお、送付先が日本国外の場合は実費相当を年会費に加算して納付があつた場合に送付する。

(会員の学会活動への参加)

第9条 会員は次の学会活動を行なうことができる。

文書番号	会員 01 Ver.01.01.01	会員規約
主管	総務担当理事	改訂

文書番号	会員 01 Ver.01.01.01	会員規約
主管	総務担当理事	改訂

(退会)

一 委員会活動に参加すること

二 支部活動に参加すること

三 分科会 (S I G) に参加すること

四 研究発表大会 (年1回開催) で発表すること

五 以上のほか、当学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

(入会紹介者がある場合の研究発表大会の参加費免除)

第10条 会員が入会者 (正会員または学生会員) を紹介した場合、当該紹介者と入会者は1回の研究発表大会の参加費が免除される。ただし、紹介会員が会費未納の場合は免除されない。

2 研究発表大会の1か月前までに入会した場合はその年度の研究発表大会の参加費が無料となり、それ以降に入会した場合は次年度の研究発表大会に適用される。

3 参加費の免除を受けようとする場合は、入会申込書に紹介者の氏名及び会員番号を記入しなければならない。

(会員運営に関する会員の権利)

第11条 正会員は、定款の定めにより、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

2 正会員は、定款の定めにより、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (以下、「法」という。) に規定された次に掲げる社員の権利を当学会に対して行使することができる。

- 一 法第14条第2項の権利 (定款の閲覧等)
- 二 法第32条第2項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- 三 法第57条第4項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- 四 法第50条第6項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- 五 法第52条第5項の権利 (電磁的的方式による議決権行使記録の閲覧等)
- 六 法第129条第3項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- 七 法第229条第2項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- 八 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(会員の義務)

- 第11条 会員は、当学会から提供された会員としての権利を第三者に譲渡できない。
- 2 会員は、会員番号・パスワード (会員識別情報) を自ら管理しなければならない。
- 3 会員自らの責により不正に会員識別情報が使用され、損害が生じた場合、当学会は責任を負わない。

附則

1. この規程の改廃は、一般社団・財團法人法第44条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基

## 会員資格基準

文書番号	会員01Ver.01.01.01	会員規約	制定 2009年2月19日
主管	総務担当理事	改訂	

- づき、社員総会の議決を得て行うものとする。  
 2. この規程は、2009年2月20日から施行する。  
 3. 当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会の2008年度までの年会費を2009年1月16日までに完納し、移行会員となつたもの2008年度会費及び入会金については、納入を免除する。

以下余白

文書番号	会員02Ver.01.01.01	会員資格基準	制定 2009年2月19日
主管	総務担当理事	改訂	

- 第1条 本規程は、当学会定款第7条第2項の定めにより、会員資格基準を定めるものである。  
 第2条 正会員は、GISの研究あるいは実務に携わり当学会の目的に賛同する者でなければならぬ。  
 第3条 学生会員は、GISの研究に關心のある学生等で当学会の目的に賛同する者でなければならぬ。  
 第4条 貢助会員は、当学会の目的に賛同し当学会の事業を援助する団体でなければならない。  
 第5条 正会員、学生会員、賛助会員となる者は、当学会の会費等の未納があつてはならない。  
 第6条 会員となるものは、当学会の個人情報管理を理解し、当学会が会員の個人情報を学会運営の目的で使用することに承諾するものでなければならぬ。

### 附則

- この規程の改廃は、一般社団・財團法人法第44条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。
- 学生会員から正会員へ、及び、正会員から学生会員への会員種別変更に当たっては、会員は所属変更等の所要の届けを当学会に行わなければならない。
- 第5条の規程の当学会に対する未納の会費等には、当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会に対する未納の会費等を含むこととする。
- この規程は、2009年2月20日から施行する。

以下余白

## 【学会からのお知らせ】

### ■ 2009年度学術研究発表大会のご案内

2009年度地理情報システム学会研究発表大会は、10/15(木)、16(金)の両日、新潟朱鷺メッセにて開催されます。

発表申し込みの手続きなどは、2008年度とほぼ同様のものを予定しております。詳細は決まり次第、メールニュースやHPでご案内いたします。

なお2009年度は、通常の口頭発表、ポスターセッションに加え、会員の皆様方の企画によるワークショップ、ラウンドテーブル、教育セッションなどを予定しております。特に各SIGの方々につきましては、2-3時間程度の枠を設け、特定のテーマについて集中的に議論する良い機会ですので、ふるってご提案下さい。企画などがありましたら、早めに貢献大会実行委員長([sada@okabe.t.u-tokyo.ac.jp](mailto:sada@okabe.t.u-tokyo.ac.jp))までご連絡いただければ幸いです。皆様方の積極的なご参加をお待ち申し上げております。

(参考: 2008年度の発表申込手続)

アブストラクト提出: 7月1日(火)~7月18日(金)正午(必着)

(E-mail にて発表のアブストラクトを大会実行委員会に送付。アブストラクト審査により、商業目的等の内容を有する発表をお断りする場合があります)

講演論文集用原稿提出: 7月1日(火)~8月25日(月)正午(必着) (郵送にて発表論文原稿、CD-ROMなどを学会事務局に送付)

発表可否の通知: 8月31日(日)にE-mailにて発表者に通知

### ■ 2009年度日本地球惑星科学連合大会のご案内

地理情報システム学会の加盟する日本地球惑星科学連合の大会が、5月に開催されます。学会は本年もレギュラーセッション「GIS(地理情報システム)」を運営します。地理学、地図学、測量学などを対象とした、GISと関連が深いセッションも開催されますので、多くの方々の来場をお待ちしております。

会期: 2009年5月16日(土)~21日(木)

会場: 幕張メッセ国際会議場(千葉市美浜区中瀬2-1)

事前参加登録: 2009年4月10日(金)正午

URL: <http://www.jspgu.org/meeting/index.htm>

## 【SIG報告】

### ■自治体SIG

[大場 亨]

自治体SIGの有志のメンバーにより、JPGISに準拠した基準点の製品仕様書案を作成しております。国土交通省の『作業規程の準則』を準用している測量計画機関の場合、同準則第5条により、地理情報標準プロファイル(JPGIS)に従った製品仕様書を作成することになったためです。JPGISに対する理解が必要とされる中、いち早くその実例を示すことにより、地方公共団体の参考にされることと期待しています。

基準点測量の電子納品におけるデータのフォーマットは、SIMA、街区三角点及び街区多角点成果簿フォーマット、地籍フォーマット2000にはほぼ限られています。このため、基準点に関しては各団体に共通する仕様書を作成しやすい状況にあります。

今後は作成した製品仕様書案をWebで公開するほか、測量計画機関の担当者との意見交換をしていきたいと考えています。

### ■ビジネスSIG

[高阪 宏行]

ビジネスGIS分科会は、「GIS小売売上予測モデルの現状と課題」をテーマとして、下記のようなシンポジウムを開催しました。

期日: 平成21年1月16日(金曜日)、会場: 弘済会館  
プログラム:

- ・「日本における商圏設定の変遷とGISへの応用」  
藍野弘一(日産自動車株式会社)
- ・「コンビニエンス業界における売上予測モデルの現状と課題」  
伊藤克彦(株式会社am/pmジャパン)
- ・「複雑な小売売上予測モデルの現状と課題」  
酒井嘉昭(GMAPコンサルティング)
- ・「タウンページデータベースを利用した店舗街・商店群の抽出と商業機能の分析」  
高阪宏行(日本大学/NPO法人地理情報技術研究所)  
シンポジウム終了後、交流会にて、ビジネスGISの今後について活発な意見交換がなされたことを報告します。

### ■土地利用・地価GIS SIG

[碓井 照子]

土地利用・地価分野で利用されている地理情報システム及び地理空間情報、その他関連データについて調査研究を行い、問題点の分析や、より高度な活用方法などの検討を行うことを目的として活動しています。現在、昨年度に引き続き「空間回帰分析による地価のモデル化」をテーマに調査研究を進めており、第22回分科会(1/19開催)では京町家を例に地理的加重回帰分析(GWR)による評価手法や、GWRパラメータをマップにして研究勉強会を行いました。当分科会へ参加のご希望がございましたら、下記URLからメンバー登録をして下さい。ご登録いただきましたメールアドレスに次回分科会開催などのご案内をお送りいたします。

<http://www.seicom.jp/gisa/totiriyo/member.htm>

## 【地方事務局報告】

### ■ 東北地方事務局

[阿部昭博]

#### 「地域で考える空間情報社会シンポジウム」の開催報告

東北地方事務局では、初の事務局主催イベント「地域で考える空間情報社会シンポジウム」を、2008年11月28日に岩手県立大学アイーナキャンパス（盛岡市）にて開催致しました。当学会会長の東大・柴崎先生による基調講演「空間情報社会の到来」、地域の事例発表2件「盛岡市における地理空間情報活用の取り組み」「GPS携帯による道路維持管理の効果と課題」、東大・今井先生のコーディネーターによるパネル討論を行いました。学会員のみならずGISに興味をもつ地域の産官学民合わせて60名の参加を得て、来るべき空間情報社会の方向性と可能性について理解を深めることができたと考えます。また、本シンポジウムの企画・実施を通じて、関連団体への東北地方事務局活動の周知、マーリングリスト整備等、東北エリアでのGIS裾野拡大に努めました。

### ■ 中部地方事務局

[奥貫圭一]

#### シンポジウム「地理空間情報とその活用」の開催報告

中部地方事務局では、さる1月22日午後1:30より、名古屋都市センター11階大研修室にて、シンポジウム『地理空間情報とその活用』を開催いたしました。このシンポジウムは地理空間情報活用推進基本法の成立を受けて企画したもので、事前の開催案内は学会のウェブやメールマガジンにて行いました。また、(財)名古屋都市センターさまにご後援頂き、名古屋市内公共施設等278ヶ所、国などの行政機関263ヶ所、シンクタンク・建設コンサルタンツ協会等115ヶ所、マスコミ・まちづくり団体等161ヶ所へ、それぞれ案内チラシを配布させて頂きました。

当日は、当学会会長の柴崎亮介先生に基調講演をして頂き、続いて自治体から三重県政策部情報政策室地域情報化グループ・主査の山口成大さんに、民間から株式会社ファルコン・代表取締役の古瀬勇一さんにそれぞれご講演を頂きました。これらのご講演を踏まえまして、名古屋都市センター・調査課長の石原宏さんに加わって頂き、東京大学空間情報科学研究所センターの今井修先生のとりまとめでパネル討論を行いました。討論では、社会でどうやって地理空間情報を利活用していくべきかが議論されました。地理空間情報とそれを扱うソフトウェアが社会的に浸透しつつある現在、今度はそれらをどう活用していくか、具体的に何をするのか、それを進めていく「基盤」をどうつくっていくかといったテーマが明確になったように感じます。これに対する一つの方法として、ご参加頂いた皆さんに学会からのメールを送信させて頂くという提案をさせて頂きました。当日のプログラムなどは、[http://geog.lit.nagoya-u.ac.jp/gisa\\_nagoya/2009/090122symp.html](http://geog.lit.nagoya-u.ac.jp/gisa_nagoya/2009/090122symp.html)にてご覧頂けます。

シンポジウム当日は、GIS学会会員を含めて70名ほどの方々にお集まり頂きました。ご参加いただいた皆さまの内訳を見ますと、おおよそ民間5割、官公庁3割、大学2割（運営スタッフ含む）でした。全参加者のうち学会員は数名に留まっており、地理空間情報へ関心をお持ちの皆さまが「学」コミュニティの外に大勢いらっしゃることをあらためて実感いたしました。ご後援頂きました名古屋都市センターの皆さん、

そしてパネラの先生方にはたいへんお世話になりました。ここに御礼申し上げます。

### ■ 四国地方事務局

[高木 方隆]

#### 「第二回四国GISシンポジウム」開催のお知らせ

四国地方事務局においては、2月23日に第二回四国GISシンポジウムを開催いたします。このニュースレターが発行されている頃には既に終わっているとは思いますが、その概要について報告させて頂きます。開催場所は、今回も香川県高松市のサンポート高松です。JR高松駅と高松港に隣接する非常に交通の便の良いところです。

シンポジウムは、前回同様、一般講演・特別講演・パネルディスカッションの3部構成です。一般講演では、四国内外の研究・教育機関や民間企業等から18件もの発表の申し込みがありました。特別講演は、「四国における防災とGIS」をテーマに、愛媛大学の山岸先生、国土地理院参事官の木下様、(株)五星の林様にお願いし、その後パネルディスカッションも行います。詳細プログラムは、四国地方事務局のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

<http://www.infra.kochi-tech.ac.jp/takagi/SGIS/Welcome.html>

昨年に引き続き、こんなにもたくさん的一般講演が集まるとは思っても見ませんでした。特に今回は四国外からも参加して頂いております。来年も2月下旬に開催する予定です。また、9月に事務局会議を行い、次回シンポジウムの詳細を決定する予定です。今後ともよろしくお願いいたします。

### ■ 沖縄地方事務局

[宮城 隼夫]

#### 「GISフォーラム2008in沖縄」開催報告

沖縄地方事務局（GISAO）では昨年12月5日に「GISフォーラム2008in沖縄」を那覇市内の「おきでんふれあいホール」で開催いたしました。今回は初めてNPO法人沖縄地理情報システム協議会（GIS協）と共に、研究発表会、特別講演会、展示会、ワークショップ、これまでにない規模で、約150名の来場者があり大いに盛り上りました。また、GISAOとGIS協の事務局が一緒に沖縄タイムス社、琉球新報社の地方2紙を訪問してPRしたことも奏功し、告知記事、取材記事が写真入りで掲載されました。これも大きな成果でした。

研究発表会は大学(3件)、民間(2件)、団体(1件)から、教育の取り組み、活用事例、新アプローチ紹介、衛星データ利用、沖縄マップセンター構想など、多様な内容で、活発な質疑応答が行われました。

特別講演会は東京大学空間情報科学研究所センターの今井修特任教授に「皆が使うGIS」と題してご講演いただきました。今井教授は「地域住民を交えたワークショップでも、GISを使って知識や体験を共有できる。見えない情報を可視化することで地域資源をより活用できる」（琉球新報記事引用）と強調されました。沖縄市から参加した自治会関係者は「よく分かった。早速地域で取り組みたい」と感想を述べておられました。

展示会はGIS協会員8社に加えて琉球大学とGISAのブースも設けました。会場には若い学生も多く、GISAの学会講演論文集から目ざとく自身の研究分野に関連する論文を見つけてコピーを希望されるなど、会場には活気がありました。

ワークショップはデジタル図化機を利用した写真測量を実

演しましたが、これも会場は定員20名で一杯でした。

GISAOは宮城隼夫地方事務局長(琉大理事副学長)のもと、今回のイベントでGIS協との連携が一層強化され、今後の沖縄のGIS啓発・普及活動に弾みがつきました。その向うには「GIS王国」の姿が見えます。

9球団(2011年から巨人も参加)がキャンプを張る、球春到来沖縄からのレポートでした。  
(文責:有銘政秀)

### 【GIS 関連書籍の書評】

#### ■GIS と空間認知 進化する地図の科学、村越 真・若林芳樹編著、古今書院、2008年

[兵庫県立大学 川向 肇]

本書は、人々がどのように地図とかかわっているか、人々がどのような空間認識を持っているのか、その空間認識がどのように形成されるのか、空間理解を助けるために作られているはずの地図でなぜ混乱が生じるのか、そして、多くの人々にとって利用しやすい空間表現や地図表現とはどのようなものか、ということに関して非常に重要な示唆を与えてくれる興味深い書籍でした。



本書の冒頭の第I部では、現在提供されている多様な空間情報と近年急速に質的にも量的にも拡充してきた空間情報の提示方法やその利用のあり方にに関して、非常に興味深い最近の研究成果がコンパクトにまとめられ、紹介されています。

第I部で紹介されたような空間情報に関する新しい視覚的表現や利用のあり方が、試みられていると同時に、地図などの形で表現された空間情報の理解に困難を覚えておられる人々がおられることが確かです。数少ない経験ではありますが、評者自身もGISを実際に利用しながら、様々な人々とかかわっていく中で、同じ地図を提示しているにもかかわらず、「理解が進む」と非常にうれしい反応をして下さる方と、そうでない方の2種類の方がおられるることは体験的に理解していました。このような状況に直面したとき、「何が問題なのだろうか」と当惑を覚えたことも事実です。この問題について、本書は重要な示唆を与えてくれたように思います。

本書の第II部では、空間認識能力には、かなり個人差があること、この背景には、空間認識の認識過程についての個人差がかなり大きく、それが地図表現の理解の程度や空間認識の違いを生んでいるということが触れられており、評者が抱えてきた当惑への理解の糸口を与えてくれたように思います。この第II部で触れられている、地図の内容の読み取りに関する問題や子供の発達過程と地図理解の関連などの問題への認知心理学的アプローチに基づく整理は、GISが普及した現在、どのような人にどのような表現方法を持った地図の提供が望ましいのか、誰にでも理解しやすい地図とはどのようなものか、そして何より、地図の利用者側の空間認識とそのプロセスとはどのようなものか、ということについて、地図の提供者になることが多いGISユーザーに非常に重要な示唆を与えると思います。

また、第III部としてまとめられている、地図のユニバーサルデザインに関する研究成果をまとめた部分では、言語・文化的な背景による空間的な理解や表現方法の違いや、地図能力に関する性差の分析から様々な人々がどのように空間理解をしているのかについての研究成果や、身体的な能力の違いなどを反映したルートマップの作成など、人々にとって使いやすい地図とはどのようなものなのかといった視点からの研究成果が分かりやすくまとめられています。

本書の各章はかなり独立しており、章ごとに内容の深さが異なっているため、若干読みにくいかなあと言う感想を持った部分もないわけではありません。しかし、各章の独立性が高い分だけ、興味のある部分から先に読み進めることもできようかと思います。また、コラムとして書かれた部分も非常に興味深いテーマの内容が書かれており、その部分だけでも、一読の価値がある、と思われるものも少なくありませんでした。

本書は、人がどのように地図を理解し、どのように利用しているのか、地図は本来空間認識を共有するために作られているはずですが、必ずしもその目的とした空間に関する共通認識が得られない原因とは何か、という視点からの書籍はそれほど多くないため、地図提供者となることが多いGISユーザーに非常に有益な視点を与えてくれる1冊だと思います。

### 【コラム】

#### ■ 空間 IT-SIG の活動と NSDI 法

[空間 IT SIG : 太田 守重]

空間 IT-SIG は、空間情報社会の基盤となる、空間情報技術(Spatial Information Technology)に関する研究と普及の活動を行っている。空間 IT は、地球上の位置と関連する情報を取得し、管理し、検索・流通させ、表現することによって、空間情報を効果的に活用する情報技術である。かつて地理情報システム(GIS)は、一部の専門家が使用する孤立したソフトウェアパッケージであった。しかし今日では、空間情報処理機能や空間データをはじめとする情報資源を Web に提供することによって、情報提供者はこれらをマッシュアップしてさまざまな応用サービスに利用するという形態に発展しつつある。そこで、この SIG では旧来の GIS からの発展という意味をこめて、空間 IT という言葉を使用している。

情報資源の相互連携を可能とするためには、Web 上で利用される資源を一定のルールに沿って作成しなければならない。そのようなルールの典型例として ISO/TC211 が検討し、制定している地理情報規格群が上げられる。特に日本においてはそのプロファイルである JPGIS (Japan Profile for Geographic Information Standards)、品質の要求・評価・報告のための規則、及び JMP (Japan Metadata Profile) が国土地理院から公開されている。空間 IT-SIG では、これらのルールの普及を目指し、2003 年から空間情報規格スタジオを開催し、すでに 300 名以上の方々が受講している。

一方、NSDI 法は、第一条において、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要である、と述べている。またこの法律では、地理空間データが一定の技術基準に沿って作成されるべきことや、

人材育成の重要性などがうたわれている。その技術基準として、NSDI 法に基づく基本計画では地理情報標準及びGMLの使用をあげている。現在多くの関係組織がこれらの標準や規格に準拠する空間データ製品仕様書を策定し、これに基づいた空間データ供給も始まり、応用システムが稼動しているが、空間 IT-SIG による教育プログラムは、まさにこのような要請に応えるものであった。

しかし高等教育機関の中で、この法律に対応し、将来の空間情報技術の発展を見据えた人材育成を行っている所はまだ少ない。その理由の一つとして、空間情報技術を体系的に教育するための標準的なカリキュラムが整備されていなかったことがあげられる。この問題を解決するために、「地理情報科学標準カリキュラム・コンテンツの持続協働型ウェブライブラリー開発研究」(研究代表：岡部篤行) という研究が平成17年度から19年度まで実施され、その成果の一部として地理系カリキュラム、情報系カリキュラム及び統合カリキュラムが提案されている。特に情報系カリキュラム検討班の班長は、空間 IT-SIG の有川正俊代表がつとめた。筆者もこの班の一員であった。今後このような成果が広く活用されることを望むと同時に、実践を通じてさらに内容の充実を図ってゆきたい。

「地理情報科学標準カリキュラムの HP」：

<http://curricula.csis.u-tokyo.ac.jp/>

## 【学会周辺の動向報告】

### ■ オープンな空間情報利用と OSGeo 財団

[朝日航洋(株)/OSGeo.jp : 嘉山 陽一]

2008 年の GIS 学会研究発表大会の一週間後の 11 月 2 日、

東大駒場キャンパスの同じ会場で FOSS4G 2008 Tokyo と題したイベントが開催されました。さらに 11 月 7 日、8 日の 2 日間に大阪で FOSS4G 2008 Osaka という題名のイベントが開催されました。イベ

ントの主催者は OSGeo 財団(以下 OSGeo)日本支部と大阪市立大学創造都市研究科、東京大学空間情報科学研究所、東京大学空間情報科学センターです。イベントでは国内外の様々なオープンソース空間情報システムの紹介講演、ハンズオンセミナー、様々な事例のライトニングトークが行われました。海外からはコミュニティで活躍するゲストを 3 名招き、講演の他にハンズオンセミナー講師もお願いしたため、実際の開発者から直接システム利用方法を教えてもらう機会をつくれました。協賛の



オープンストリートマップジャパンからの発表とジオメディアサミットのライトニングトーク(大阪のみ)もあり空間情報大集合ともいえるイベントを実現することができました。



FOSS4G とは Free and opensource software for geospatial の略で、空間情報をあつかうオープンソースソフトウェアの総称です。オープンソースソフトウェアはユーザー、開発者が集うコミュニティによって支えられています。OSGeo は空間情報に関する各種オープンソースコミュニティ間の調整をワールドワイドで行う組織として 2006 年に設立されました。この団体は通常はネットを利用した活動が中心ですが今まで 3 回の年次カンファレンス(ローザンヌ@スイス、ヴィクトリア@カナダ、ケープタウン@南アフリカ)を開催しました。日本支部も 2006 年に設立され上記のようなイベントを開催しています。これらのイベントでの発表資料は大部分が WEB サイトで公開されているので是非ご覧ください。

OSGeo では現在 Open Source Software, Open Standard, Open Data Contents という 3 つの空間情報に関する分野への取り組みを行っています。オープンな空間情報利用のためのノウハウが OSGeo を通して世界中に流通しています。個人的な規模から政府や企業での大規模利用に至る多様な FOSS4G 利用例がネットや大小のイベントを通じて共有されています。FOSS4G の進歩は近年めまぐるしいものがあり、情報の洪水をどう整理したらいいのかとまどう状況です。

OSGeo 日本支部では国内での FOSS4G 情報の流通を増加させようとしています。イベントや情報交流への皆様のご参加をお待ちしております。本年 10 月にはシドニーでのカンファレンスが予定されており、11 月には東京と大阪で日本支部のイベントを開催する予定です。まずは日本支部や本家 OSGeo の WEB ページをご覧ください。さらに関連するメーリングリストへのご参加もお願いします。さらに個人または法人として OSGeo 日本支部に加入してくださる会員を募集しております。

OSGeo.org <http://www.osgeo.org/>  
OSGeo.jp <http://www.osgeo.jp/>

## 【事務局からのお知らせ】

### ■ 就職・転職・転居を予定されている方々へ

郵送物が不達となり、多くの方にご迷惑がかかります。お忘れにならないうちに、以下のアドレスから変更届をダウンロードし、メール添付または FAX か郵送で、お早目に事務局までお送りください。

[http://www.gisa-japan.org/news/file/2008/kaiin\\_henkou.pdf](http://www.gisa-japan.org/news/file/2008/kaiin_henkou.pdf)

## 学会S I G連絡先一覧

●自治体：大場 亨（市川市企画部 Tel 047-334-1111 内線2304） E-mail : BZH06512@nifty.ne.jp	●時空間GIS：吉川耕司（大阪産業大学 Tel 072-875-3001） E-mail : yoshikaw@due.osaka-sandai.ac.jp
●空間IT：有川正俊（東京大学空間情報科学研究センター Tel 04-7136-4291） E-mail : arikawa@csis.u-tokyo.ac.jp	●登記GIS：神前泰幸（大阪府土地家屋調査士会 Tel 0724-32-0443） E-mail : hk2000@dream.com
●ビジネス：高阪宏行（日本大学 Tel 03-3304-2051） E-mail : kohsaka@chs.nihon-u.ac.jp	事務局：上田浩（㈱プロジェクト・バル Tel 072-367-4196） E-mail : propal@m4.kcn.ne.jp
●森林計画：伊藤達夫（京都府立大学 Tel 075-703-5635） E-mail : t_it@kpu.ac.jp	●地図・空間表現：森田 喬（法政大学 Tel 0423-87-6270） E-mail : morita@k.hosei.ac.jp
●防災GIS：畠山満則（京都大学防災研究所 Tel 0774-38-4333） E-mail : hatayama@imdr.dpri.kyoto-u.ac.jp	●セキュリティSIG：川添博史（特定非営利活動法人GIS総合研究所） 事務局：国司輝夫（特定非営利活動法人GIS総合研究所 Tel 06-6464-7077） E-mail : info@gissoken.org
●モバイル・パーソナルGIS：東明佐久良（大妻女子大学 Tel 042-339-0052） E-mail : shinoaki@otsuma.ac.jp	●自律分散アーキテクチャ：藤田晴啓（東洋大学 Tel 0276-82-9157） E-mail : fujita-hi@toyonet.toyo.ac.jp
●バイオリージョン：田中和博（京都府立大学 Tel 075-703-5629） E-mail : tanakazu@kpu.ac.jp	●空間的思考研究会：今井 修 (東京大学空間情報科学研究センター Tel 04-7136-4297) E-mail : oimai@csis.u-tokyo.ac.jp
●土地利用・地価GIS：碓井照子（奈良大学） 事務局：西端憲治（㈱セイコー Tel 0721-25-2728） E-mail : totiryo-sig@seicom.jp	

2009年2月末現在の個人会員 1,493名、賛助会員 87社

(3口)㈱パスコ

(2口)NTT情報開発㈱

(1口)㈱アイム、アイエニウェア・ソリューションズ㈱、朝日航洋㈱、アジア航測㈱、(株)インフォマティクス、(株)ウインディーネットワーク、(株)ウチダデータESRIジャパン㈱、(株)NTTネオメイド、(株)愛媛県土地家屋調査士会、応用技術㈱、(株)大阪市都市工学情報センター、(株)大阪土地家屋調査士会、オートデスク㈱、(株)オオバカごしまGIS-GPS技術研究所、(株)かんこう、関東甲信越東海GIS技術研究会、(株)岐阜県建設研究センター、九州GIS技術研究会、協同組合くびき野地理空間情報センター、近畿中部北陸GIS技術研究会、クボタシステム開発㈱、(株)こうそく、幸陽測量設計㈱、国際航業㈱、国土情報開発㈱、(株)古今書院、寿精版印刷㈱、(株)サンコム、GIS総合研究所、GIS総合研究所いばらき、(株)GIS関西、ジェイアール西日本コンサルタント㈱、(株)JPS、(株)ジオテクノロジー、(株)ジャスミンソフト、上越GIS技術研究会、(株)昭文社、(株)セラーテムテクノロジー、(株)ゼンリン、(株)総合システムサービス、(株)ソキアトブコ、(株)大設、(株)谷澤総合鑑定所、玉野総合コンサルタント㈱、中四国GIS技術研究会、(株)富貴㈱、東京ガス㈱、東武計画㈱、東北GIS技術研究会、(株)ドーン、(株)トピカルテクノセンター、内外エンジニアリング㈱、長野県GIS普及促進協議会、にいがたGIS協議会、日本エヌ・ユー・エス㈱、日本GPSソリューションズ㈱、日本情報処理開発協会、日本スーパーマップ㈱、(株)日本測量調査技術協会、(株)日本地図センター、日本都市整備㈱、(株)フィック・コンサルタント㈱、(株)日立製作所中央研究所、(株)ピープルメディア・ビズニーポウズ・マップインフォジャパン㈱、(株)ベーシックエンジニアリング、(株)ベントレー・システムズ、北海道GIS技術研究会、マゼランシステムズジャパン㈱、(株)マップクエスト、(株)松本コンサルタント、三井造船システム技研㈱、(株)三菱総合研究所、三菱電機㈱、ヤフー㈱、(株)リモートセンシング技術センター

自治体会員：(1口)大阪府高槻市役所、大阪府豊中市役所、経済産業省特許庁、総務省統計局統計研修所、

長野県環境保全研究所、兵庫県尼崎市役所、福井県福井市役所、福岡県直方市

### ■ 編集後記 ■

最近、朝日新聞GLOBEの刊行、産経新聞のiPhoneへの配信等、新聞メディアの新しい試みがなされています。ニュースレター(NL)も何か新しい試みを考えていきたいと思います。

今年度からニュースレターを担当して一年になります。この一年、会員の皆様のご協力に感謝致します。ありがとうございました。

(齋藤 義雄)

## 地方事務局の連絡先一覧

2008年度～2009年度の地方事務局は以下のとおりです。

<北海道地方事務局>  
事務局長：北海道大学 橋本雄一  
Tel : 011-706-5555  
E-mail : you@chirri.let.hokudai.ac.jp  
<東北地方事務局>  
事務局長：岩手県立大学 阿部昭博  
Tel : 019-694-2562  
E-mail : abe@iwate-pu.ac.jp  
<北陸地方事務局>  
事務局長：新潟大学 牧野秀夫  
Tel : 025-262-6749  
E-mail : makino@ie.niigata-u.ac.jp  
<中部地方事務局>  
事務局長：名古屋大学 奥貫圭一  
Tel : 052-789-2233  
E-mail : nuki@lit.nagoya-u.ac.jp

<関西地方事務局>  
事務局長：大阪工業大学 吉川 真  
Tel : 06-6954-4201  
E-mail : gisa@civil.oit.ac.jp  
<中国地方事務局>  
事務局長：広島工業大学 岩井 哲  
Tel : 082-921-5486  
E-mail : s.iwai.i5@it-hiroshima.ac.jp  
<四国地方事務局>  
事務局長：高知工科大学 高木方隆  
Tel : 0887-57-2409  
Fax : 0887-57-2420  
E-mail: takagi.masataka@kochi-tech.ac.jp  
<九州地方事務局>  
事務局長：鹿屋体育大学 山崎利夫  
Tel : 0994-46-5362  
E-mail : yamazaki@nifs-k.ac.jp  
<沖縄地方事務局>  
事務局長：琉球大学 宮城隼夫  
E-mail : miyagi@ie.u-ryukyu.ac.jp  
連絡先：有銘政秀 ((株) ジャスマインソフト)  
Tel : 098-921-1588  
E-mail : arime@jasminesoft.co.jp

## 地理情報システム学会ニュースレター

第69号 ●発行日 2009年3月20日

### ■発行

## 地理情報システム学会事務局

〒113-0032 東京都文京区弥生2-4-16  
学会センタービル4階  
TEL/FAX 03-5689-7955  
E-mail: office@gis-japan.org  
URL: <http://www.gis-japan.org/>

### ■ 弥生雑記 ■

任意団体の地理情報システム学会としては、最後のニュースレターです。

記録を調べてみると第1号の発行は、学会設立大会のあった1991年11月30日。各方面からの挨拶に彩られた6頁の紙面でした。当時の紙面には「パソコン通信」という記載もありました。この一言で、学会設立から17年余、私たちを取り巻く環境がいかに変化したか思い知らされます。紙面で変わらないのは第1面の「GISA」のロゴくらいです。

さて、4月からは、名実ともに一般社団法人地理情報システム学会としての活動が本格化します。これからも、どうぞ、よろしく。

(学会事務局)